

加古川市家庭用蓄電池導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光発電設備の設置から10年が経過した設備を有する家庭に蓄電池の導入を推進することで、再生可能エネルギーの自家消費量の増加を促進し、市域の温室効果ガス排出量の削減を図るため、予算の範囲内において、加古川市家庭用蓄電池導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において蓄電池とは、国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている蓄電システムをいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請する者（以下「補助申請者」という。）は、別表2に掲げる期限までに、加古川市家庭用蓄電池導入補助金交付申請書（様式第1号）に別表3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の受付)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受付順にて受け付ける。

2 申請のあった額の総額が予算額に達したときは、受付を終了する。この場合において、予算額を超えた日に複数の申請があったときは、予算額を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により受付を終了した場合において、必要があると認めるときは、申請書が市に到達した順に補欠受付を行うことができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加

古川市家庭用蓄電池導入補助金／交付／不交付／決定通知書（様式第4号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第7条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助金の交付決定の日以後でなければ第4条の規定により申請した補助事業に着手することができない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく加古川市家庭用蓄電池導入補助金変更申請書（様式第5号）に変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、直ちに加古川市家庭用蓄電池導入補助金廃止申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の内容の変更又は廃止の承認又は不承認を決定し、補助事業の内容の変更に係るものにあつては加古川市家庭用蓄電池導入補助金変更／承認／不承認／通知書（様式第7号）により、補助事業の廃止に係るものにあつては加古川市家庭用蓄電池導入補助金廃止／承認／不承認／通知書（様式第8号）により、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

4 前項の規定により決定する補助金額は、既に決定している補助金額以下の額とする。

（補助事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、別表2に掲げる期限までに、加古川市家庭用蓄電池導入補助金実績報告書（様式第9号）に別表4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市家庭用蓄電池導入補助金確定通知書(様式第10号)により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第6条の規定により交付の決定をした補助金の額(第8条第3項の規定により補助金の額の変更を承認した場合にあっては、当該変更後の額)と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の交付請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、加古川市家庭用蓄電池導入補助金交付請求書(様式第11号)に別表5に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認のうえ、速やかに補助事業者へ補助金を交付する。

(手続代行者)

第12条 補助申請者又は補助事業者は、次に掲げる各号について蓄電池を販売し、又は工事する者等(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手続きを委任状(様式第12号)により委任することができる。

- (1) 第4条に規定する補助金の交付申請
- (2) 第8条に規定する補助事業の変更等
- (3) 第9条に規定する補助事業の実績報告
- (4) 前条に規定する補助金の交付請求

2 手続代行者は、委任された手続きを正確かつ誠意をもって履行し、補助金に係る手続きの委任を通じて補助申請者又は補助事業者に関して知り得た情報を個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱わなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正な行為等を行った疑いがあるときは、必要に応じて調査を実施し、不正な行為等が認められたときは当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、設置から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に規定される耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）（以下「処分」という。）してはならない。ただし、次項に規定する承認を受けた場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、法定耐用年数内において、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ加古川市家庭用蓄電池導入補助金取得財産処分申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、取得財産の処分の承認又は不承認を決定し、加古川市家庭用蓄電池導入補助金取得財産処分／承認／不承認／通知書（様式第14号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の申請があった場合において、交付した補助金のうち取得財産を処分した日から、設置から法定耐用年数期間が経過する日までの期間に相当する金額を返還させることができる。

(協力)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 対象設備の利用状況に関する事項
- (2) 市が進めるゼロカーボン推進施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査について、市長から協力を要請された場合は、これに応じなければならない。

(補則)

第15条 市長は、この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金に対する第13条から第15条までの規定の適用については、なおその効力を有する。

別表1（第3条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
補助金の範囲	対象となる事業	家庭用蓄電池導入事業
	対象となる者	次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 市内に住民登録を有する個人であり、蓄電池を設置する住宅に居住している者 (2) 市税を滞納していない者 (3) 過年度にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
	対象となる要件	次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 市内の住宅で実施する事業であること。 (2) 次のいずれにも該当しない事業であること。 ア 中古設備の導入 イ リース契約による設備導入 (3) 蓄電池を設置する住宅において、太陽光発電モジュールの設置から10年を経過していること。 (4) 設置された住宅の太陽光発電設備と常時接続し、当該設備が発電する電力を充放電できるもの。 (5) この要綱による補助金の交付は、1補助対象者当たり1回限りとする。
	補助対象経費	蓄電池の導入に要する以下の経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 (1) 設備費 (2) 附帯工事費 (3) 雑役務費
補助金の額	蓄電容量（kWh表示の小数点以下切捨てとする。）に5万円を乗じた額（上限35万円）又は補助対象経費のいずれか少ない額（千円未満切捨て）	

別表2（第4条及び第9条関係）

補助金の交付申請期限	【令和8～9年度予算分】 当該年度の4月の第3月曜日から3月31日までとする。
	【令和10年度予算分】 当該年度の4月の第3月曜日から令和10年12月28日までとする。
補助金の実績報告期限	【令和8年度予算分】 事業完了後2週間以内又は令和10年2月末日のいずれか早い日までとする。
	【令和9～10年度予算分】 事業完了後2週間以内又は令和11年2月末日のいずれか早い日までとする。

別表3 交付申請書に添付する書類（第4条関係）

添付書類
(1) 補助対象経費に係る見積書の写し (2) 導入する設備の仕様が確認できる資料（仕様書、カタログ等） (3) 導入する設備の設置場所が確認できる資料（平面図、写真等） (4) 太陽光発電設備の設置から10年を経過していることが確認できる資料（固定価格買取制度（FIT）の「買取期間満了のお知らせ」、売電契約書、保証書等） (5) 誓約書（様式第2号） (6) 加古川市市税確認承諾書（様式第3号） (7) 運転免許証、マイナンバーカード又は住民票の写しなど市内に住民登録を有することが確認できる書類の写し (8) 委任状（様式第12号）（手続きを委任する場合） (9) その他市長が必要と認める書類

別表4 実績報告書に添付する書類（第9条関係）

添付書類
(1) 契約書及び領収書等（経費の内訳が記載してあるもの）の写し (2) 導入した設備の写真（設置状況が確認できる写真と型番が確認できる写真） (3) 委任状（様式第12号）（手続きを委任する場合） (4) その他市長が必要と認める書類

別表5 請求書に添付する書類（第11条関係）

添付書類
(1) 振込先が確認できる書類の写し (2) 委任状（様式第12号）（手続きを委任する場合） (3) その他市長が必要と認める書類